

議案第 5 5 号

区議会提出議案に関する意見聴取

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 9 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第339号
令和4年8月31日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和4年第3回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和4年9月9日(金)

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げに係る地方公務員法の改正等に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

第2条第2項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 公益財団法人世田谷区保健センター</p> <p>(2) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団</p> <p>(3) 公益財団法人せたがや文化財団</p> <p>(4) 公益財団法人世田谷区産業振興公社</p> <p>(5) 一般財団法人世田谷トラストまちづくり</p> <p>(6) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター</p> <p>(7) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会</p> <p>(8) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 公益財団法人世田谷区保健センター</p> <p>(2) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団</p> <p>(3) 公益財団法人せたがや文化財団</p> <p>(4) 公益財団法人世田谷区産業振興公社</p> <p><u>(5) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p>(6) 一般財団法人世田谷トラストまちづくり</p> <p>(7) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター</p> <p>(8) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会</p> <p>(9) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団</p>
<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、</p>	<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、</p>

改正後	改正前
<p>又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。)第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p> <p>3 省略</p> <p><u>附 則(令和4年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。</u></p>	<p>又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(4) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。)第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p> <p>3 省略</p>

法改正に伴う主な制度改正

職員の定年引上げに関する国家公務員法等及び地方公務員法の改正に伴い、世田谷区でも以下の内容について改正する。

1 定年の段階的引上げ

- 現行60歳の職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。

	現行	令和5～6年度	令和7～8年度	令和9～10年度	令和11～12年度	令和13～14年度
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年年度	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年

引上げ期間中の任用例

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
昭和37年度生	60歳 常勤	61歳 暫定再任用 (フル・短)	62歳 暫定再任用 (フル・短)	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)		
昭和39年度生	58歳 常勤	59歳 常勤	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)

定年の段階的な引上げの開始 (R5.4.1～)

本則での任用

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
昭和42年度生以降	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 常勤 定年前再任短	64歳 常勤 定年前再任短	65歳 常勤 定年前再任短

2 給与に関する措置

給料月額に関する措置

- 60歳に達する年度の翌年度以降の常勤職員の給料月額は、その者に適用される給料表上の月額額の7割とする。
- ただし、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により管理職から降任した職員については、60歳に達する年度末時点の給料月額額の7割とする。

退職手当に関する措置

- 60歳に達した日以後定年前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を適用する。
- 61歳に達する年度における給料月額額の7割措置を受けた職員について、これによる減額の影響を緩和するよう基本額の算定を行う。
- 役職定年制により管理職から降任した職員における職層に応じた調整額の算定については、「退職前20年間の算定」より「60歳前20年間の算定」が上回る場合は、後者を適用する。

【参考：退職手当の算出方法】

退職手当	基本額	「退職日の給料月額」×「退職事由・勤続年数に応じた支給率」により算出
	調整額	退職前20年間の職層に応じて算出

3 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理職については、原則として60歳に達する年度末をもって役職定年となり、翌年度以降は課長補佐以下の職で任用する。
- ただし、職務遂行上の特別の事情がある場合には、例外措置を講ずることができる。

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達する年度の翌年度以降、本来定年となる年度までの間、本人の希望により常勤職員を退職のうえ、再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

5 暫定再任用制度の導入

- 定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年の翌年度から65歳に達する年度までの間、暫定的に現行と同様の再任用制度を存置する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用制度と同様とする。

6 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する年度の翌年度以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の勤務形態等に係る意思を確認するよう努める。